

## 第4回総会議事録（R6年4月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和6年4月30日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

### 3 委 員

出 1 徳益 吉明	出 2 柿並 マリ子	出 3 有川 はつ子	出 4 馬渡 広二
出 5 山中 美代子	出 6 重富 保(代理)	出 7 長谷場 平	出 8 蒲生 敏朗
出 9 坂上 和秋(会長)	出 10 永田 勇作	出 11 松枝 みどり	出 12 松山 忠雄
出 13 川内 幸洋	欠 14 田中 加代子	出 15 紺家 知征	出 16 永野 一美
出 17 井窪 浩一	出 18 七日市 昌子	出 19 田中 操	出 20 乙守 賢次
出 21 藤森 和代	出 23 福田 安昭	出 24 中島 学	

### 4 事 務 局

局 長 馬場 俊彦	次 長 鶴村 勇一
主 幹 児玉 竜二	副 主 幹 畝原 秀嗣
副 主 幹 吉國 雄一郎	主 事 畑中 友紀乃
副 主 幹 齊藤 千鶴 (山之口総合支所)	副 主 幹 山下 俊哉 (高城総合支所)
副 主 幹 山波 幸二 (山田総合支所)	主 事 溝口 漱 (高崎総合支所)

### 5 付議案件

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第10号 許可書の返戻について

報告第11号 競(公)売の買受者による農地法申請に係る許可書交付について

報告第12号 総会承認後の申請取下げについて

議案第30号 都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第31号 非農地証明について

議案第32号 農地法第2条による農地所有適格法人適格要件届出について

議案第33号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第34号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第35号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第36号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第38号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)

#### 第4回総会議事録

議長 　ただ今より令和6年の第4回総会を開催いたします。本日は23名中1名の欠席で22名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。5番委員と6番委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

　それでは、審議に移ります。本日は報告案件4件と議案9件となっています。まず報告案件ですが、4件まとめていきたいと思っております。報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知について、そして、報告第10号 許可書の返戻について、次に報告第11号 競（公）売の買受者による農地法申請に係る許可書交付について、更に報告第12号 総会承認後の申請取下げについて、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 　ご報告いたします。報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから68ページまでになります。今月は正誤表にありますとおり取下げが2件ありましたので、121件の通知で、283,738.22㎡の内容となっています。

次に報告第10号許可書の返戻についてですが、議案書は69ページになります。6,671.00㎡の内容で、第3条が2件となっており、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。続いて、報告第11号 競（公）売の買受者による農地法申請に係る許可書交付についてです。議案書70ページです。今月は2件で、1,004.45㎡の内容となっています。これはいずれも2月の総会で5条の買受適格証明願を出された案件につきまして、申請人が落札後にその時と同内容で5条申請を提出されましたので、付帯議決事項に基づき会長決裁で既に許可書を交付したものです。これはその報告でございます。報告第12号 総会承認後の申請取下げについてでございますが、議案書は71ページになります。3月の総会にあがった案件で、5条申請の案件ですが、取下げの申請がございましたので、報告するものです。理由については、備考欄に記載してあるとおりでございます。以上でございます。

議長 　説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問はございませんか。

全委員 　無し。(の声あり)

議長 　何も無いようですので、報告第9号、10号、11号、及び12号については承認するものいたします。続きまして、議案審議に入ります。

まず議案第30号都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題いたします。説明をお願いします。

農政課 　＜資料に沿って、用途変更案件4件の概略説明＞

議長 　説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問のある方はございませんか。

全委員 　無し(の声あり)

議長 　無いようですので採決いたします。議案第30号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 　(全委員挙手)

議長 　全委員挙手ですので、議案第30号につきましては同意するものとししました。続きまして、議案第31号非農地証明についてを議題いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案第31号非農地証明についてでございます。議案書は73ページになります。今月は3件の申請がございまして、2,809.00㎡の内容となっています。この調査報告につきまし

ては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願  
いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問のある方は  
ございませつか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決いたします。議案第31号の非農地証明について、ご同意いただけ  
る方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第31号については全て承認するものと決定いたしました。

次に議案第32号農地法第2条による農地所有適格法人適格要件届出についてを議題と  
いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第32号農地法第2条による農地所有適格法人適格要件届出についてですが、議案  
書は74ページから75ページになります。今回、市外から1件、山田地区から1件の  
届出がございました。調査報告については、調査報告のまとめの2ページに記載して  
いますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今の件について何かご質問のある方はございませつか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 質問も無いようですので採決に入ります。議案第32号農地法第2条による農地所有適  
格法人適格要件届出について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第32号については、適格であると認められました。

次に議案第33号農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定  
及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第33号農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び  
許可決定についてでございます。議案書は76ページになります。今月は2件の申請がご  
ざいまして、3,705.00㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告  
書のまとめの3ページに記載してあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かござい  
ませつか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決に入ります。議案第33号農地法第5条許可後の事業計画変更申請  
による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願い  
します。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第33号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第34号農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題と  
します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第34号農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございます  
が、議案書は77ページから80ページになります。今月は、18件の申請がございまして、  
36,970.84㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめ  
の4ページから6ページに記載してございます。いずれも農地法第3条第2項各号に該当

- しないと判断しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませ  
んか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 34 号について、許可決定にご同意いた  
だける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議 長 全委員挙手ですので、議案第 34 号についてはすべて許可するものと決定いたしました。  
次に議案第 35 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定につ  
いてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 35 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定につ  
いてですが、議案書は 81 ページになります。今月は 5 件の申請で、8,244.49 m<sup>2</sup>の内容とな  
っています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 7 ページに記載のとおり  
です。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、この件について  
何かございせんか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 35 号について、意見決定及び許可決定に、  
ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 35 号はすべて許可相当と決定いたしました。  
次に議案第 36 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定につ  
いてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 36 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定につ  
いてですが、議案書は 83 ページから 93 ページになります。今月は、38 件の申請で、30,545.23  
m<sup>2</sup>の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 8 ページ  
から 14 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませ  
んか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 36 号について、意見決定及び許可決定に、  
ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 36 号はすべて許可相当と決定いたしました。  
次に、議案第 37 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項  
の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 37 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定  
による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は 94 ページから 139 ページにな  
ります。  
まず所有権移転ですが、今月は 31 件の申請がございまして、67,971.00 m<sup>2</sup>の内容となっ

ています。

利用権設定につきましては、56 件の申請がございまして、162,850.83 m<sup>2</sup>の内容となっています。この公告につきましては、本日 4 月 30 日付けを予定しております。また、認定農業者以外の取得が 3 件ございまして、2 件は、議案書 95 ページの案件となり、もう 1 件は、正誤表にありますとおり 104 ページ下段の案件となります。95 ページの案件については、新規でありますので、別紙調査報告書のまとめの 15 ページに調査報告がなされています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

- 議 長 説明が終了しましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございませぬか。  
全 委 員 無し（の声あり）  
議 長 無いようですので採決に入ります。議案第 37 号について、承認される方は挙手をお願い  
全 委 員 （全委員挙手）  
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 37 号については原案どおり承認されました。  
次に議案第 38 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議  
題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 38 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございま  
す。議案書は別冊となっております。今月は、311 件の申請で 787,684.50 m<sup>2</sup>の内容となっ  
ています。なお、公告につきましては、6 月 1 日付けで県の方ですることになります。以  
上でございます。

- 議 長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませぬか。  
全 委 員 無し（の声あり）  
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 38 号について、承認される方は挙手をお  
願ひします。  
全 委 員 （全委員挙手）  
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 38 号につきましては原案どおり承認されまし  
た。

これで本日予定していた議案審議はすべて承認するというところで終わりました。この他  
に皆さんの方から審議内容について何かございませぬか。

- 1 番 委員 今回、新規就農で 82 歳という案件があり、判断に迷いましたが、82 歳で新規就農とい  
うのはどうなのかお尋ねします。  
事 務 局 本案件は、3 条の新規取得のことだと思います。3 条の内容に関しましては、年齢も一  
つの判断になりますが、年齢で一律に切るのではなく、耕作面積や世帯の状況を見て個別  
具体的に判断検討していただければと思います。  
議 長 国は、集落と農業を守るという観点から多様な人材を農業に参入させようというような  
方向だと私は理解しています。ですから、ある程度年を取っていても本当に農業に意欲を  
持って取り組むという人であれば認めてあげなければいけないかなと私は理解していま  
す。この件は、よろしいでしょうか。  
1 番 委員 はい。  
議 長 それでは、これで第 4 回の総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でござ  
いました。

令和6年 月 日

議事録署名委員

5番委員 \_\_\_\_\_

6番委員 \_\_\_\_\_

作成者 鶴村 勇一